

明石市起債管理システム導入及び保守業務委託仕様書

I. 総則

1. 件名

明石市起債管理システム導入及び保守業務委託

2. 業務目的

Windows10 のサポート終了に伴い、Windows11 に対応した新たな起債管理システムを導入しようとするもの

3. 疑義の解決

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、委託者と受託者が誠意をもって協議を行うものとする。

4. 提出書類

本業務の実施にあたり、受託者は業務着手前に次の書類を委託者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) その他委託者が求めるもの

5. 秘密保持等

受託者は、明石市個人情報保護条例、明石市情報セキュリティポリシー及び個人情報報等特記事項に従い作業を行わなければならない。

6. 転用の禁止

本業務の実施により得た情報については、これを委託者の承諾なく第三者に公表、貸与または無断使用してはならない。

7. 協議等

協議は、緊密に打合せを行うものとし、その内容を本業務に反映させるものとする。また、打合せ前には協議事項をあらかじめ明確とするとともに、その課題・要件等については、電子メール等を用いて委託者に周知させるものとする。なお、打合せ後に受託者はその内容を記録簿に取りまとめ、委託者に提出するものとする。

8. 検査

受託者は、業務完了後に委託者による完了検査を受けるものとし、完了検査合格をもって業務を完了するものとする。ただし、本業務完了後であっても、成果品に不備または是正すべき事項等が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い責任を持って速やかに是正するものとする。

9. 支払

・導入費用

導入完了後、全額を一括して支払うものとする

・保守費用

運用開始後、各年度末に一括で支払うものとする

10. 契約期間

委託契約締結の翌日から令和 14 年 3 月 31 日まで（長期継続契約）

（導入は令和 9 年 3 月 31 日までに完了し、運用保守期間は令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までとする。）

ただし、この契約の締結の属する年度の翌年度以降において、本契約における予算が減額又は削除された場合は、契約を解除することとする。

11. 納入場所

明石市総務局財務室財務担当

12. 業務範囲

- (1) 起債管理システムの導入作業
- (2) システムのインストールなど本番環境の構築
- (3) 現行システムから新システムへのデータ移行作業
- (4) 運用に関する要件定義・設計
- (5) 操作マニュアルの作成
- (6) システム保守
- (7) 運用に関する問い合わせサポート

Ⅱ. システム要件

1. 基本方針

サーバシステムまたはクラウドシステムを利用し、本市財務担当の職員が各自のパソコン端末からシステムを使用することができるものとする。

2. 利用要件

- (1) 利用する端末台数は8台程度とし、複数端末が同時にシステムを利用できる。
- (2) L G W A N接続又はインターネット接続での利用とする。

3. 主なクライアント端末の仕様

- (1) 機種名 : FUJITSU LIFEBOOK U5414S
 - ・ C P U : Intel Core3 10 0U
 - ・ メモリ : 8GB
 - ・ O S : Windows 11 Professional
 - ・ その他 : office pro LTSC2024

4. 処理件数

下記取扱データ数に対応可能であること

- (1) 親台帳単位総データ量 約 3,000 件
毎年度新規登録件数 約 50 件
- (2) 子台帳単位総データ量 約 6,000 件
毎年度新規登録件数 約 100 件

5. 公債台帳管理

(1) 公債台帳の新規登録

- ア 借入単位を親台帳とし、その内訳（会計・予算・事業・施設・交付税など）を子台帳として登録できること
- イ 起債の台帳情報については整理番号で管理できることとし、借入先、事業区分、借入年月日、償還方法、償還期間、据置期間等が登録可能であること
- ウ 親台帳の償還条件から親・子台帳各々で年次表を計算して登録すること
- エ 元金均等、元利均等、満期一括など多彩な償還方法に柔軟な対応が可能であるとともに、利率見直しや繰上償還にも対応していること

(2) 公債台帳の変更登録

- ア 公債台帳の各項目の変更及び削除ができること
- イ 年次表に影響する項目（借入額、利率など）が変更された場合、年次表の再計算が可能であること

(3) 年次表計算

- ア 借入先に合わせた年次表が算出できること（日割計算や元金の端数処理などの詳細な設定が年次表計算で設定できること）
- イ 年次表計算時、親台帳年次表と子台帳年次表の合計で償還額に差異が生じない

- よう端数整理されること
- ウ 償還日に基づく支払日が算出されること
- エ 繰上償還日・額の入力で繰上日以降の年次表が再計算されること
- オ 金利変更日に対して新しい利率が入力された場合、金利変動日以降の年次表が新しい利率で再計算されること

6. 帳票出力

(1) 帳票出力

- ア 登録された起債情報を、借入先別、会計別、予算別、事業別、利率別、施設別、交付税別など柔軟に集計設定することができ、現在高、元利償還状況等の集計結果を出力できること。また、同内容をファイルに出力できること
- イ 交付税対象元利償還表が出力可能であること
- ウ 交付税台帳の検索・照会・印刷が行えること
- エ 抽出条件及び出力項目を作表条件として任意に設定し、独自の作表結果が画面で照会できること。また、同内容をファイルに出力できること。

(2) 決算統計

- ア 決算統計調査表用の作表を行うことができ、33 表・34 表・36 表、企業債用の24 表、45 表に対応していること。特に 33 表・34 表・36 表については、不整合を起こさずに千円単位への丸めが処理できること
- イ 作表結果を国の決算統計入力システムに入力する際、エラーが発生しないこと（表間・年度間突合で各額の関連に矛盾がないこと）
- ウ 決算統計の軽微な変更（年度の追加や起債メニューの追加、利率範囲の変更等）に対応できること

7. シミュレーション機能

- (1) 借入前の起債についても償還条件の入力によりシミュレーション登録ができ、その年次表計算結果が画面で照会できること。また、同内容をファイルに出力できること
- (2) シミュレーション登録した償還条件とその年次表は保存できること。また、借入済みの既発債と区分した集計が可能であること

8. 各種コード管理要件

- (1) 会計・借入先・事業債・地方債区分(事業区分)・交付税区分等をメンテナンスできること
- (2) 公債台帳登録等の入力では、各種コードマスタから該当する名称を選択できるようにすること

- (3) 大・中・小等の分類が樹系構造に管理できること

9. 信頼性設計

- (1) システム障害が発生した場合でもデータベースに不整合が生じないこと。
- (2) 本システムの機能及び本システムにて取り扱うデータは、その機能及びデータの利用権限を持つ利用者のみが利用可能であること。
- (3) システムを容易にバックアップできること。

10. その他の要件

- (1) 台帳等の項目や検索条件、各機能の実現方法については全て受託者が提案することとし、本市では承認のみ行うものとする
- (2) 印刷機能ではアプリケーションでプリンタが選択できること
- (3) 各種入力では、その負荷の軽減を図る工夫がされていること
- (4) 年次表や支払日算出に必要な休日の設定できること

Ⅲ. データ移行

1. データ移行

現行システム（Access）より出力したテーブルデータを用いて新システムにデータを移行させること

2. 移行データの精査

- (1) 移行データを全件エラーチェック（例えば残高と元金の関連矛盾チェック）し、エラー対象は本市と協議の上、対処すること
- (2) コード体系は新システムに適切な体系に見直すこと
- (3) 不要なデータやコードは削除すること

3. 不足データの充足

新システムの項目に対し、現行システムでは不足する項目がある場合は、可能な範囲でこれを充足させること

4. 移行品質の担保

現行システム帳票と新システム帳票を比較する等により、データ移行の品質を担保し、これを明らかにすること

IV. 業務費用の見積り方法

1. 基本方針

導入から5年間（令和14年3月31日まで）運用することを想定し、導入費用（システム構築・導入、データ移行、マニュアル作成、ライセンス使用）と、システム保守費用を分けて見積り、必要な費用を全て含むこと

2. サーバシステムの場合

- (1) 本市財務担当が使用しているネットワークハードディスクを利用することが可能であれば、サーバ等の新規設置は不要とする
- (2) 本市財務担当が使用しているネットワークハードディスクを利用することができない場合は、サーバシステムに必要なハードウェアの新規設置にかかる費用を見積もることとする

3. クラウドシステムの場合

システムの導入費用及び移行費用に合わせて、導入してから運用開始後5年間使用するために必要な費用（保守料）を見積もることとする